

人生の最終段階における医療の
意思決定に係る和歌山県の方針

平成29年12月

和歌山県福祉保健部健康局

人生の最終段階における医療の意思決定に係る和歌山県の方針

1 目的

本方針は、患者本人（以下、患者という。）及び家族が自ら医療従事者等とともに、人生の最終段階における医療及びケアの方針について考え、意思決定を行う際の医療機関等における手続きと和歌山県の取り組みの方針を定めることで、和歌山県において患者の尊厳と意思がより尊重され、人生の最終段階を穏やかに過ごすことができる環境の整備を促進することを目的とする。

2 人生の最終段階における医療及びケアの在り方

人生の最終段階における医療及びケアについては、次の各項目を原則として進めるものとする。

- (1) 患者による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療及びケアを進める。
 - (2) 患者による意思決定に当たっては、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、患者及び家族（※）とともに次に掲げる医療・ケアチームが話し合いを行い、進めるものとする。
 - ① 自宅等での在宅生活においては、かかりつけ医を中心とする複数の専門職種の医療従事者等による医療・ケアチーム
 - ② 医療施設での療養生活においては、主治医または相談医（主治医でない緩和ケアの専門医や意思決定支援に係る技術的な研修を受けた医師等）を中心とする複数の専門職種の医療従事者等による医療・ケアチーム
- (※) 家族については、法的な意味での親族関係を含め、患者が信頼を寄せ、患者の意思決定を代理する者（代理決定者）を選定しておくとともに、患者の意思を代理する者の裁量の範囲についてあらかじめ確認しておくことが望ましい。
- (3) 時間の経過、病状・環境の変化等に伴い、患者の意思は変化するものであることに留意し、患者及び家族と医療・ケアチームによる話し合いは必要に応じて繰り返し実施するものとする。
 - (4) 医療行為の判断は、患者及び家族が医療・ケアチーム等と話し合った結果とともに、話し合いの過程をもとに推定される患者の意思を尊重し、主治医・かかりつけ医が医学的妥当性と適切性を基に慎重に行う。

(5) 人生の最終段階においても、可能な限り患者・家族の身体的・精神的・社会的な苦痛を緩和する総合的な医療及びケアを行い、リハビリテーションや介護職員による生活の支援等によりQOLの向上を図るものとする。

(6) 生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死等の行為は対象としない。

3 人生の最終段階における医療及びケアの方針の決定手続

人生の最終段階における医療及びケアの方針の決定手続は、厚生労働省「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に定める手続により、実施するものとする。

4 人生の最終段階における医療体制の整備に向けた和歌山県の取組

患者及び家族による人生の最終段階における医療の意思決定を支えるための体制を整備し、患者の意思決定に基づいた医療及びケアの実施を促進するため、和歌山県では次の各項目に取り組むものとする。

(1) 医療従事者等へのガイドライン及び本方針の周知

保健所を中心とした保健医療圏域別の協議会や医療関係団体等を通じ、医療従事者等に対してガイドライン及び本方針の周知を図る。

(2) 意思確認体制の整備

患者による意思決定を基本とした人生の最終段階における医療及びケアを進めるため、医療従事者等を対象とした意思決定に関する研修の実施や医療機関等における標準的な意思確認の手引きを作成する等、医療機関等における患者の意思確認に向けた体制の整備に必要な取り組みを実施する。

(3) 県民への普及・啓発の実施

人生の最終段階における医療について、あらかじめ患者及び家族等で話し合うこと及び意思決定の重要性を県民に普及・啓発を実施する。

また、医療・ケアチームによる意思決定・療養生活の支援体制について周知する。

(4) その他

その他、和歌山県において人生の最終段階における医療の意思決定を促進するために必要な取り組みを実施する。